

公 示

第五管区海上保安本部長公示第16号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和2年2月6日

第五管区海上保安本部長

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - (1) 名 称 兵庫県淡路県民局
 - (2) 住 所 兵庫県洲本市塩屋2-4-5

- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - (1) 区 域 沼島付近（別添付図のとおり）
 - (2) 期 間 令和2年3月 1日から
令和2年3月18日までの内1日間

- 3 水路測量の実施方法
GNSSによる測位及び音響測深機による測深

- 4 航行船舶に対する安全措置
 - (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚。
 - (2) 五管区水路通報第6号（令和2年2月14日発行）

